

学校いじめ防止基本方針

箕面市立萱野小学校

◆ もくじ ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

II 未然防止

- 1 子どもや学級の様子を知る
- 2 豊かな学びの実現
- 3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- 4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 5 保護者や地域とともに

III 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める
- 2 いじめ発見のきっかけ
- 3 早期発見のための手だて
- 4 相談しやすい環境づくりをすすめる
- 5 保護者、地域、教育関係機関の協力を得る

IV 早期対応

V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめ
- 2 未然防止
- 3 早期発見・早期対応

VI いじめ対応チームの設置について

- 1 いじめ問題に取り組む体制の整備
- 2 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

I いじめ問題に関する基本的な考え方（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

いじめは、人として決して許されない行為であり、その撲滅に向けてあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

1 いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ この法律における「学校」：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校は、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むものとする。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努めなければならない。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1 子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の生活調査を有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 豊かな学びの実現

① 規律と主体性のある授業づくり

「箕面の授業の基本」をもとに、箕面市がめざす「課題解決的な学習」に取り組む。子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつような授業をめざす。

重点目標

- ・ 自立した学びをめざしてメタ認知を促す授業づくりを進める。
- ・ 互いに学びあう関係のなかでの基礎学力保障を進める。
- ・ 子どものもつ力を把握し、より効果的な指導法の開発を進める。
- ・ 個別の指導計画にもとづく支援教育を推進する。

「かやのスタンダード」…授業の流れの構造化

めあて…ねらいが明確化されるように、子どもの言葉で

課題…意欲がわくような課題設定

自力解決…既習事項を使って

学びあい…友だちのいいところやワザを見つけて、高めあっていく。
ちがいがら学びを深めあっていく

まとめ・ふりかえり…子どもの言葉でふりかえる、まとめる

3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

異学年交流

新入生を迎える会の開催、新入生給食の準備や片付けの手伝い、1, 2年合同遠足、運動会応援団、クラブ活動（4年～6年）等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。

委員会活動

委員会活動を通じて、主体的に学校運営する体験を積む。

Ex. 給食週間、図書館ウィーク、朝会の発表、6年生を送る会など

実行委員による行事運営（主に高学年）

宿泊行事や運動会など、大きな行事を自主的に企画、運営する。

4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

① 人権総合学習の充実

重点目標

- ・子どもを出発点に、地域に根ざした人権教育を展開する。
- ・自分で未来を切り開く力を育む取り組みを進める。
- ・よりよい社会づくりに主体的に参加する力を育む。
- ・部落問題学習などの様々な人権課題に迫ることを通して、身近な人権課題に向き合い、解決しようとする力を育む。

カリキュラム

- ・積み上げや系統性を大切にしたカリキュラムづくりを進める。各学年で出会っておきたい、人権課題も意識しながら人権教育カリキュラムを作成していく。
- ・年間をととした学習活動の軸となる人権総合学習カリキュラムを構築する。
- ・人権課題を意識した地域や人との出会いを仕組む
- ・人権教育読本「ひと・いのち」「ひと・ぬくもり」「ひと・つながり」を活用した学習や、さまざまな人権問題についての学習（部落問題・障害者問題など）を組み込む。
- ・地域や保護者との対話を大切にし、部落問題をはじめ人権課題とどう出会い何を学んだのかを検証しながら取り組みを進める。
- ・地域に根ざした人権教育を進める。

活動の展開

- ・主体的な学びのなかでの地域との出会いや人権課題とのつながりを大切にする。
- ・豊かな出会いや本物との出会いの中で、相手の思いに触れたり、思いを読み解いたりすることを大切にし、つながる力を高める。
- ・学年に応じた人権課題との出会いを見直し、取り組む。
- ・評価の観点や具体的につけたいスキルについて、年度はじめに見通しを立てて進めていく。
- ・子どもの興味関心を生かし、自己選択、自己決定の機会を大切にする。
- ・地域の中にある人権課題に気づく活動をつくっていく。
- ・市民性教育を手がかりに、地域や自分たちの課題に対して具体的な行動につながる取り組みをつくっていく。
- ・問題解決のための具体的行動力を育てる。

② 人間関係づくり

重点目標

- ・自分の個性を大切にしながら、互いに認めあい、ともに育ちあう集団づくりをめざす。
- ・他者への信頼感を土台に自らを開き、より広い人間関係を築く力を育む。
- ・コミュニケーションスキルやソーシャルスキルを計画的に育む。

カリキュラム

- ・教科学習や人権総合学習のカリキュラムを通して人間関係づくりを進める。
- ・互いを認めあい、高めあう集団づくりを進める。
- ・子どもの実態に即し、自分の気持ちを伝えたり相手の思いを受け止めたりするコミュニケーションスキルやよりよい人間関係を築くためのソーシャルスキルを育む取り組みを計画的に進め、日常生活につなげる。
- ・普段の授業づくりの視点の中に、人間関係づくりにつながる活動を意識していく。
- ・各学年で行った人間関係づくりの資料を共有できるようにする。人間関係づくりの各学年に応じた取り組みも考えていく。

活動の展開

- ・日々の授業や生活の中で「いいところみつけ」を大切にし、互いに認めあい、ともに育ちあうクラス、学年、学校づくりをおこなう。
- ・人権教育における基礎的な力を育てるために、互いの気持ちを言葉で伝えあうコミュニケーションを大切にする。
- ・学級会活動や委員会活動を集団づくりに活かす。
- ・集団の中の自分や周りの友だちとのつながり、自分の成長をとらえられるようにふりかえりやシェアリングを大切にする。
- ・いろいろな友だちとつながりが持てるように、人間関係の広がりを意識した取り組みを行う。
- ・「たからさがし」「コメント交流」「いいところみつけ」など萱野の実践から生まれてきた取り組みを、日々の活動の中に組み入れていく。

子ども理解

- ・気になる子どもを理解し、学校全体で指導にあたる。(校内研・学年会・職員朝会など)
- ・子どもの中の力関係を見過ごさず、その不条理さに気づくようにする。
- ・支援対象児童の実態によりそって子ども理解を進める。
- ・普段から子どもの情報を共有し、子ども理解を進める。
- ・友だち月間の取り組みをより強化していく。(いじめをゆるさない取り組みにもつながるように)
- ・友だち月間の総和を学習発表会ととらえ、児童の姿を交流していく。

5 保護者や地域とともに

重点目標

- ・地域に生きる子どもたちを、保護者・地域・学校といった地域全体で育む教育コミュニティを形成し、「NPOとしての学校」として位置づくことをめざす。
- ・保護者・地域・社会に開かれた学校づくりをおこなう。
- ・かやの幼稚園をはじめとし、キャリア教育を視野に入れた校種間連携を進める。

協働で創る教育

- ・PCT活動や人権総合学習を活かした人権教育を追究する。
- ・学校教育活動への参画・ゲストティーチャーなど、保護者、地域、教育諸団体とともに教育内容を創り出し、子どもの育ちを確認しあう。
- ・人権教育の視点から、めざす子どもの姿(つきたい力)を地域・保護者と共有し、プランづくりワークショップ、PTA総会、懇談会、PCT活動などの取り組みを、見通しをもってともに創り上げていく。
- ・ユネスコスクールの加盟をめざし、さまざまな学校との連携を通して、取り組みを進めていく。
(PCT活動・プランづくりワークショップ・読書活動・クラブ活動・へいわ21など)
- ・教育活動を支える人的なネットワークの拡大と定着に努める。
- ・教育内容を保護者・地域に開く。
- ・PTA行事・学校地域共催行事などに参加し、そこで得たものを教育活動に生かしていく。
- ・「かやのキッズ」を地域と共催する。
- ・下校後や長期休業中の子どもの居場所(らいとぴあ21など)との情報の共有を進める。
- ・教職員が部落問題についての学びを深めることをめざし、地域とともに企画段階からの協働で校内部落問題研修を組み立てていく。
- ・地域の方の話やフィールドワーク、地域行事への参加を通して、教職員も部落問題学習を進めていく。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

<いじめの発見への取組>

1 いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

2 いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

3 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

4 継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

2 いじめ発見のきっかけ

①子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢をもつ。

②子どもたちを共感的に理解する

教職員は、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

<いじめの発見への取組>

- ・学年グループを中心とした学校全体での子どもの見守り
- ・子どものようすの情報共有
(全職員での気になる子どもの情報を共有(金曜日) / 人権担当者会(月曜日))

3 早期発見のための手だて

①子どもとのコミュニケーション ～安心できる関係をつくる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。子どもの日々の会話の中で見えてくることを把握し、いじめにつながるサインを見逃さないようにする。

②観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③保護者との連携 ～早めの報告、連絡を～

担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取る。気になる内容に関しては早めに保護者に連絡し、情報交換しながら対応する。人権担当教員や管理職も報告し、対応を検討する。

④教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。ケースによってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

⑤いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である

学期に1回以上実施(ステップアップ調査)する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、配慮する。

4 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

- 心身の安全を保証するため、日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
 - 事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
- ※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

5 保護者、地域、教育関係機関の協力を得る

- ・ 子どもたちへの理解を深め、信頼を培い、ともに育てていくために、家庭訪問、懇談会、連携会議などをおこなう。
- ・ 人事交流事業の成果である「教育内容での連携」を進めるために、かやの幼稚園、二中、五中をはじめとした校種間の連携を進めていく。
- ・ 下校後や長期休業中の子どもの居場所（らいとぴあ21など）との情報の共有を進める

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

また、子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

② 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI いじめ対応チームの設置について

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校内支援委員会を活用し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、児童の状況や地域の実態に応じた取組展開ができているか、定期的に点検・評価を行う。

いじめ問題の対応について

いじめの知らせ⇒①その日のうちに ②チームで共有し ③当面の方針を立てる

1. いじめの発覚・・・本人からの訴え、周囲の子どもからの訴え、保護者からの訴え、担任や教職員の気づき



2. 報告・・・・・・・・・・学年グループと管理職に報告する
(管理職、生指が校内支援委員会を招集するかどうか決める)



3. (必要と判断されたら)臨時の校内支援委員会 (担任＋学年グループ＋管理職＋生指＋CN＋関係職員)・・・事実確認の仕方、初期対応について協議 (本人に 学級全体に 加害者本人に)



4. 事実確認

○本人からの聞き取りと周囲の子どもたち、保護者(事象をご存知の場合)からの聞き取り

- ・いじめを受けた子どもの人権を守ることを最優先に取り組む
- ・いつ、どこで、誰が、どうしたか、誰が目撃したか? など、時系列で確認する

○いじめた子どもの聞き取り

- ・加害者が複数の場合には、原則一人ずつ別々に呼んで話を聞く。もし、いじめの中心になる子どもがいれば、一番後に聞く。

保護者への連絡

担任(＋管理職)が被害保護者に事実経過と指導したことを報告する。必要に応じて加害保護者にも連絡し、親子で謝罪に行ってもらおう。



5. 学級全体への指導・・・本人の同意があれば、クラス全体(学年全体)に事実について説明する



6. 職員全体に報告・・・必要に応じて随時

*上記の流れは基本的な流れなので、臨機応変に対応する。

*特定のいじめが継続している場合や保護者が登校させたくない、本人が登校しないと訴えてきた場合などは、組織的に対応する。

2 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

情報の共有

- 子どものようすの交流（毎週金曜日 職員朝礼時）
- 校内支援委員会（毎月第1金曜日）
- 子ども月間（5月中旬～6月中旬）
- 各学年校内研での子どもの交流
- 中間総括（11月）
- 年度末総括（3月）